

災害時における停電復旧の連携等に  
関する基本協定書

水 戸 市  
東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社

## 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定書

水戸市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法第2条1項に規定する災害をいう。）が発生した場合あるいは発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき、甲は市民の生命・財産の保護、生活支援等の役割、乙は早期電力復旧等の役割を相互に確認し、災害時等において、甲及び乙の連携による防災力強化と早期電力復旧に資する活動を行うことを目的に締結する。

### （連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時等の迅速かつ円滑な連携を図るため、連絡体制を確立する。

- 2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。
- 3 甲は、迅速かつ正確な情報を取得することを目的に、乙に対して、甲の指定する場所へ乙の連絡員の派遣要請ができるものとする。

### （情報の提供）

第3条 甲及び乙は、災害時等における早期電力復旧を図るため、次の各号のとおり情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）、市民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (2) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- (3) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断等の情報、それに伴う復旧の状況を提供

### （災害時等の相互協力）

第4条 甲及び乙は、早期電力復旧を図るため、次の各号のとおり相互に協力する。

- (1) 甲が情報提供する重要施設への早期電力復旧。ただし、早期電力復旧が困難な場合、甲及び乙は実態を踏まえ、協議するものとする。
- (2) 電力復旧の支障となる道路啓開ならびに障害物等の除去について、甲及び乙が所有する資機材等を活用。なお、甲が電線等に接触している障害物等を除去する場合、甲は乙に対し、現場の安全確認を依頼することができるものとする。
- (3) 甲及び乙が所有する土地や施設、駐車場等の利用
- (4) 甲及び乙が所有する広報手段による市民への停電状況等の情報発信

(有事の際への備え)

第5条 災害時等における乙の電力設備周辺の樹木に起因した停電の発生を未然に防止する観点から、甲及び乙は、平時から、計画的な樹木の巡視・伐採等を相互に協力する。

2 災害時等に円滑な連携を図るため、甲及び乙は、出水期前等に、連絡体制の確認及び情報共有のための会議を開催できるものとする。

(覚書の締結)

第6条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の具体的な役割や実施事項、相互利用する施設その他について、覚書等により別に定めることができるものとする。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を生じ、甲又は乙のいずれかから協定の解除又は変更の申し出がない限り継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲及び乙にて協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和2年8月19日

水戸市中央1丁目4番1号

甲 水戸市

水戸市長 高橋 靖

水戸市南町2丁目6番2号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社  
総支社長 武藤悟司